

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録  
(平成27年度第1回)

1 日 時 平成27年6月12日(金)  
午後4時から午後5時まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第4会議室

3 出席者

(1) 委員

加藤 哲実  
明石 光子  
岡田 テイ子  
木野 貴夫  
志水 清隆  
鈴木 徳太郎  
中嶋 正樹  
松木 俊樹  
室 惇子

(2) 市職員

政策総務部政策課長補佐 大沢 力  
政策総務部政策課主査 伊藤 慎一郎  
行政管理部情報システム課長 佐々木 和哉  
行政管理部情報システム課システム管理担当主査

秋本 健

市民部総合窓口課長補佐 阿部 憲靖  
市民部総合窓口課 小菅 優己

(3) 事務局

政策総務部広報課長 山下 隆久  
政策総務部広報課課長補佐 田中 啓信  
政策総務部広報課広聴担当主査 高野 真也  
政策総務部広報課広聴担当主任 小松 弘幸

#### 4 議 題

- ( 1 ) 社会保障・税番号制度に係る条例の整備について( 審議事項 )
- ( 2 ) 特定個人情報保護評価の実施状況について( 報告事項 )

#### 5 議事要旨 別紙のとおり

## 平成 27 年度第 1 回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

--- (資料確認、事務局(広報課長)挨拶については省略します。) ---

(職務代理者) 本日は、加藤会長が都合がつかないとのことで、代理を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。

まず、本日の審議会につきましては、府中市情報公開条例第 32 条において会議公開の原則が定められておりますので、これに従い、原則公開としたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

また、議事録は、市政情報公開室や中央図書館、ホームページ等で公開となりますが、議事に関して発言した委員の方の表記は「委員」となり個人名が特定できない形になります。なお、本日は傍聴希望者がいらっしやいませんでしたので、このまま進めたいと思っております。

それでは、ただいまから平成 27 年度第 1 回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の審議会ですが、現在のところ 10 名の委員のうち今のところ 8 名に出席していただいておりますので、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第 4 条第 2 項に定める会議を開くことのできる出席委員の人数を満たしていることを報告いたします。半数以上の出席で開会できます。なお、先ほどもご案内しましたが、会長の加藤隆之委員につきましては、本日都合により欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、会次第の「2 議題」に入りたいと思っております。まず(1)の審議事項「社会保障・税番号制度に係る条例の整備について」です。まず、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料の見出し 2「社会保障・税番号制度に係る条例の整備について(諮問)」をご覧ください。

はじめに諮問書を読み上げさせていただきます。

--- (諮問書の読み上げについては省略します。) ---

続きまして、諮問事項の内容について説明いたします。

見出し 3、資料 1 の「社会保障・税番号制度に係る条例の整備について」をご覧ください。

はじめに、1 の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、(以下「番号法」と言います。)では、地方公共団体の責務として、「個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施する」よう規定されています。

また、地方公共団体は「保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

これらの規定に基づき、府中市個人情報の保護に関する条例（以下、「条例」と言います。）におきまして、必要な整備を実施するものです。条例で整備する内容につきましては、下段の表に、左から、整備する項目、関連する条文、概要として整理しております。

資料1の2ページをお開きください。条例で整備する内容につきまして、順にご説明いたします。

2の定義の追加についてでございますが、番号法では、保護措置の対象として「特定個人情報」と「情報提供等記録」を規定していますので、条例において、その定義を追加します。「特定個人情報」は、番号法第2条第8項に、「個人番号をその内容に含む個人情報」と規定されています。「情報提供等記録」は、番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報の提供等に係る記録となります。番号法での定義につきましては、参考として、番号法の条文を記載しておりますので、そちらをご確認ください。

3ページをご覧ください。

個人情報の定義については、番号法の規定と条例の規定に差異があります。参考として、条例及び番号法それぞれの規定を記載しておりますが、差異の一つは、番号法では生存する個人に関する情報のみを対象としていますが、条例では限定していないこと、もう一つは、条例では事業を営む個人の当該事業に関する情報を除外していますが、番号法では除外していないこと、です。このため、各条文において、どの情報を対象としているのかを明確にします。

次に、3の利用及び提供の制限についてでございますが、番号法では、特定個人情報の目的外での利用や提供について、一般法よりもさらに厳格に規定されていますので、条例においても、特定個人情報については、利用目的以外の目的での利用を生命等保護のため必要な場合に限定し、情報提供等記録については、利用目的以外の利用を禁止するよう規定します。

次に、4の開示・訂正・削除・利用停止請求についてでございますが、番号制度における本人参加の権利を実質的に保障するため、開示、訂正、削除、利用停止請求の権利が容易に行使できるよう、特定個人情報について、任意代理人による請求を認めることとします。

4ページをお開きください。

次に、5の削除、利用停止請求の事由についてでございますが、

条例では、個人情報について不適正な取扱いがなされている場合には、削除請求や中止請求ができるよう認められています。特定個人情報についても、同様の請求を認めるとともに、番号法に違反する行為のうち特に不適正なものについても、削除請求や中止請求ができるよ

う認めます。具体的には、「適法に取得されたものでないとき」、「利用制限を越えた利用をしているとき」、「収集・保管制限に違反しているとき」、「ファイル作成制限に違反しているとき」には削除又は利用中止の請求が、「提供の制限に違反しているとき」には提供中止の請求ができるよう規定します。

次に、6の訂正の通知先についてでございますが、特定個人情報がどの機関の間でどのようなやりとりがされたかを記録した情報提供等記録は、情報照会者、情報提供者、及びその仲介を行う情報提供ネットワークシステムの3か所で記録・保管されます。このため、情報提供等記録を訂正した場合には、情報照会者、情報提供者、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣に通知するよう規定します。

次に、7の開示手数料についてでございますが、条例では、個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止に係る手数料は無料と、写しの作成に要する費用は負担していただくことと規定していますので、特定個人情報についても同様の取り扱いとします。

次に、8の審議会の所掌事務についてでございますが、番号法では、特定個人情報の保護に関する事項と個人番号の利活用について、地方公共団体が自主的に判断できるよう規定されていることから、府中市情報公開・個人情報保護審議会が、特定個人情報に関する重要な事項についても審議できるよう規定します。

次に、9の他の法令等による開示の実施との調整についてでございますが、番号制度においては、情報提供等記録開示システムによる自動的な開示の仕組み（マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかが確認できる個人ごとのポータルサイト、いわゆる「マイナポータル」の運用）を予定されていますので、特定個人情報の開示請求については、他の法令等により個人情報の開示等の手続が定められている場合でも重複して開示請求ができるよう規定します。

以上が、条例で整備が必要となるものでございます。

なお、番号法では、自治体による特定個人情報の利用範囲について、市が条例で定めることで、税、社会保障、防災、及びこれらに類する事務において、独自サービスへの利用も可能としています。

これに係る条例整備につきましては、個人番号の利用が平成28年1月からの予定となっておりますので、その前までに、利用する事務等の内容を精査した上で、改めて対応することとしております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

（職務代理者）      ありがとうございます。

それでは、全体としてのご質問があるかもしれませんが、審議は前回と同様に1つずつしていきたいと思っておりますので、個別の項目につきまして、事務局の方にご質問して頂ければと思います。

まず、2の定義の追加というところですが、これに関して何

かご意見等ございましたら、お聞きしたいと思います。あるいは事務局へのご質問ということでもよろしいと思います。ありましたらお願いいたします。

条例の第2条について、それを番号法で規定されている定義と同じようになるように整備するということです。整備するというのは、改正すると、そういう意味だと思えますけれども、ようするに、条例の第2条を充実させるということで、具体的には特定個人情報と情報提供等記録について、先ほど示していただきましたように番号法の定義を条例にその内容を追加するということです。

特にご意見ありませんでしょうか。一つずつやっていきますので、この2番の定義の追加に関しまして承認ということでもよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理者) どうもありがとうございます。

それから、もう一つ、番号法で規定する個人情報と条例で規定する個人情報にはその範囲に差異がある。なので、条例における各条文において、どの情報を対象としているのかを明確にします、と。

具体的には とありますように、番号法では生存する個人に関する情報のみを対象としている。しかし、条例では限定していません。それから、条例では事業を営む個人の当該事業に関する情報を除外していますけれども、番号法では除外していませんということです。

その下に分かりやすい様に条例の個人情報の第2条の(2)ですね。それと番号法の個人情報が抜粋で載っていますので、これを照らし合わせるとよく分かるかと思えます。

この点に関していかがでしょうか。よろしいですか。

(委員) 今回は条例の改正案自体は無く、基本的な方針をここで整備して、実際に条例の改正案が出来た時は、改めて審議するとういことでしょうか。それとも、改正案自体は、審議会ではなく市側で判断するということでしょうか。

(事務局) 条文案の作成については、技術的な問題と考えていますので、特に審議会に諮ることは想定しておりません。

(職務代理者) 整備を具体的にどのようにするかということと、その方針について諮問されているので、それについては了承か駄目かということで、お答えすればいいのだと思えます。

(職務代理者) それでは3番目の、利用及び提供の制限というところですか。それについて何かご意見ございますでしょうか。

ようするに、利用目的以外の目的での利用ということで、その例外として条例の方では広く、あるいは一般法のレベルでは、広く扱われているんですが、特定個人情報に関しては、生命等保護のため必要な場合に限定するとなってます。条例をこれにあわせるということだと思います。それから情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用を禁止します。ですので、特定個人情報、及び情報提供等記録に関してそのような扱いをするということだと思います。

条例の14条に1項、2項、3項、4項までございますけれども、ここに書いてあります該当するところを整備するということです。

いかがでしょうか。これに関して、よろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理人) それでは、承認ということで、どうもありがとうございます。

続きまして、4の開示、訂正、削除、利用停止請求ですが、何かご質問等ございますでしょうか。

(委員) 特定個人情報については、任意代理人による請求を認めるとありますが、任意代理人とはどのような人を指しているのでしょうか。

(事務局) 任意代理人は、いわゆる、委任状を取り交わしてその行為を委任された方です。現在は、個人情報に関する請求については、未成年者又は成年後見人の法定代理人しかとれません。特定個人情報に関しては、法で任意代理人を認めることで利便性が向上することが多いということで、定められていますので、同様に条例でも規定するという趣旨です。

(職務代理人) ようするに、法定代理人以外の代理人は全て任意代理人ということになるんですね。民法上で言えば、委任契約による代理ということだと思います。ご本人が行けない時に誰か行ってもらう時に必要であれば委任状書いて下さいって言われて書く、そういうものですね。法定代理人、かなり厳しく限定されています。ですから、こういった幾つかのものに関する請求について、任意代理人でもよろしいですと、そういう意味です。

(委員) 情報提供ネットワークシステムについてですが、これは、国レベルでの仕組みでしょうか。それとも、市レベルのものでしょうか。

(事務局) 国において整備されるものです。

(委員) ということは、ここでいっている削除や利用停止請求というのは、国で管理している情報を削除や利用停止するということでしょうか。

(事務局) ネットワーク自体は国で構築するものですが、そこで取り扱う情報は、各実施機関が保有していますので、開示、訂正、削除、利用停止請求に関する情報というのは、あくまでも、府中市が保有する情報ということになります。

(委員) わかりました。

(職務代理者) それでは4に関しましても承認ということによろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理者) それでは、承認ということで。ありがとうございます。

次に、5の削除、利用、停止請求の事由というところですが、これについてはいかがでしょうか。

条例の21条から22条ですが、個人情報について不適正な取り扱いがなされている場合には、削除請求、中止請求が出来る。一方、個人特定情報についても同様の請求を認め、加えて番号法に違反する行為のうち、特に不適正なものについても、削除請求、中止請求が出来るよう認める必要がありますということです。

ご質問ないでしょうか。

私の方から質問ですが、具体的に列挙されていますが、これは番号法からの引用でしょうか。

(事務局) そのとおりです。

(職務代理者) 分かりました。了解です。  
それでは5に関しましても承認ということによろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理者) それでは、承認ということで。ありがとうございます。

それでは、続きまして6の訂正の通知先ということで、これについて審議したいと思います。

情報提供等記録というのは、先ほども定義でありましたように、どの機関の間で、どのような特定個人情報がやり取りされたかを記録したものであり、情報照会者、これは機関ですね、個人ではなくて機関です。情報提供者、これも機関です。その仲介を行う情報提供ネットワークシステムの3箇所記録され保管されています。このため、情報提供等記録を訂正した場合には、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣、情報照会者、情報提供者、ようするに3者に通知するよう規定します。ということです。これは条例の第27条であり



まして、訂正の通知先ということで、番号法にかかわるものについて、このような形で整備するという事です。よろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理者) それでは、承認ということで。ありがとうございます。

それから、7番ですが、開示手数料に関しまして、これはお金の問題でありまして、手数料は条例レベルでは無料と規定されています。特定個人情報については、これも同様に、無料としたいということで条例の第28条に追加を行う。なお、写しの作成、これはコピーですが、これについては従来どおり負担していただく。

これについていかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理者) それでは、7番について、承認ということにいたします。

次は8番ですが、審議会の所掌事務ということで、当審議会にかかわることではありますが、条例では個人情報の保護に関する重要な事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会において審議できる旨規定されています。これは条例の39条ですが、一方、番号法においては、特定個人情報の保護に関する事項に加えて、その利活用についても地方公共団体が自主的に判断できるよう規定されていますので、当該審議会において特定個人情報に関する重要な事項について審議できるよう規定します。というわけで、特定個人情報に関する重要な事項というのが出てきた場合には我々の審議会で審議するという。そのための整備を行うということでありまして。条例の39条ですね。これについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理者) それでは、承認ということにいたします。

最後になりますが、9の他の法令等による開示の実施等の調整であります。番号制度においては、情報提供等記録開示システムによる自動的な開示の仕組みを予定しています。これはだいぶ先の話だと思っておりますが、特定個人情報の開示請求については他の法令等により、個人情報の開示等の手続きが定められている場合でも、重複して開示請求が出来るよう規定します。開示請求が別のところで定められている場合でも、重複して開示請求が出来るということですね。

これはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

- (職務代理者) それでは、9 に関しても承認ということにいたします。  
ここまでに関しまして、議題のうちの(1)審議事項について審議を行うことが出来ました。結論としては2から9まですべてについて承認ということです。  
審議事項は以上となります。ご審議ありがとうございました。
- (職務代理者) それでは次に、議題の(2)報告事項の「特定個人情報保護評価の実施状況について」、事務局よりご説明をお願いいたします。
- (事務局) それでは、資料の見出し4、資料2の「特定個人情報保護評価の実施状況について」をご覧ください。  
番号法では、特定個人情報ファイルを保有する場合は、事前に個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、それらのリスクを軽減するための措置として、特定個人情報保護評価を実施することが義務付けられています。  
特定個人情報保護評価は、すべての事務に同一の評価を義務付けるのではなく、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える可能性が高いと考えられる事務について、より手厚い評価を義務付けています。このため、評価を実施する事務について、その事務で取扱う特定個人情報の対象人数、その情報を取扱う者(職員等)の人数、及び特定個人情報に関する重大事故の発生の有無により「しきい値判断」を実施し、その結果に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のいずれかを実施します。  
この評価は、特定個人情報ファイルを保有する前に実施することとされており、さらに、実施後に、評価書を特定個人情報保護委員会に提出し、公表することとされております。  
なお、全項目評価につきましては、住民等の意見聴取と第三者点検が義務付けられております。  
本市の評価の状況ですが、平成27年5月現在で、特定個人情報ファイルを取り扱う事務で評価対象となる事務は23件で、そのうち、重点項目評価の対象となる事務は4件、基礎項目評価の対象となる事務は19件となっています。  
また、評価の実施が義務付けされない事務も21件ありますが、本市では、これらの事務についても基礎項目評価を実施します。  
対象事務の一覧につきましては、資料裏面、2ページに記載しておりますので、ご確認ください。  
以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。
- (職務代理者) どうもありがとうございます。  
それでは説明が終わりましたので、報告事項について、委員の皆様からご質問等ございましたら頂ければと思います。

(職務代理者) 私の方から質問させていただきますが、情報にはいろいろあって、それを格付けをするといいますが、より重要なものに関しては、その漏洩のリスクについてとか、リスクを軽減するという点に関して、必要な措置を行う、より強く措置を行わなければいけない、その格付けをしているということでしょうか。

(事務局) 格付けでございますが、重要な情報という判断が、影響を及ぼす度合いで判断しますので、

(職務代理者) 影響を及ぼすというのはどういう意味でしょうか。

(事務局) 事故が起きた際に、大きな影響を及ぼすかどうかの判断になります。扱う情報の数ですとか、それを取り扱う職員の数、過去に事故があったかどうかということでの判断になっておりますので、特にセンシティブな情報を扱うからというような判断基準ではございません。

(委員) ようするに、いったん評価をしまして、評価に従って、重点的なものとかは、より漏洩対策などをするということでしょうか。

(事務局) 評価につきましては、それぞれの事務について、事務フローや法的根拠を洗い直したうえで、各事務手続きの過程において想定するリスクを洗い出し、それについて評価をしております。

(委員) しきい値判断をして、それによって重点項目か基礎項目か判断されますよね。それによって、重点項目は、より漏洩に対する対策をとるようにしたい。そういうことでしょうか。

(事務局) 評価書は様式が定められておまして、基礎項目評価ですと、扱う事務の名称ですとか、扱う機関ですとか、扱うシステムの名称ですとか、法的根拠、しきい値判断の項目程度でございまして、重点項目となりますと、事務手順に関する項目ですとか、リスク対策などを記載しております。

(委員) 対策はこれからということでしょうか。

(事務局) リスク分析を実施して、その分析に対して、市としてこういう対策をとっていますということを評価書に記載をしております。最終的には、こういう情報を市として取り扱うようになります。それに対してこういうリスクがありますよねというリスク分析をします。そのリスク分析に対して、市としてこういう対策をとりますとか、こういう取り決めをしますというところを評価をして、それを住民の皆様公表

して、このような安全対策をとっていますということを宣言することが、評価書の役割となっております。

(委員) わかりました。

(職務代理者) ありがとうございます。重点項目評価として、4つ挙げられていますけれども、見た感じでは確かに非常に重要なものだと思いますけれども、これは何か雛形というか一般的にこれが重要であるというか、その国からの指針とかそういったものがあるのでしょうか。

(事務局) しきい値判断の項目によって、その評価の度合いを決めております。一覧表の下に、こういった場合はこの評価になりますというものを記載しております。例えば住民記録台帳に関する事務ですと、府中市だと約25万人の人口がおりますので30万人未満になります、取り扱っている職員の数は500人未満です、など、このような判断基準をもとに重点評価を実施しましょうということになります。重点項目評価と基礎項目評価では評価する内容が違っておまして、より重点的にリスク分析をしたりとか、リスク対策をより高くかけたりしております。

(職務代理者) 分かりました。ありがとうございます。  
それでは、報告事項ですので、皆様が了解ということであれば、よろしいかと思えます。ありがとうございます。

(職務代理者) それでは、次第の3その他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局) はい。本日ご審議いただきました、条例の整備につきまして、審議会より答申を受けたのち、所定の手続きを経たうえで、9月に開催を予定されております、第3回市議会定例会に上程する予定となっております。10月5日からの番号の通知に先立ちまして、条例改正案の整理を進めてまいります。また、個人番号の利活用につきまして、今後、該当事務の整理をさせていただいた後、諮問させていただければと思っております。

なお、次回開催予定ですが、9月3日若しくは4日で開催させていただければと考えております。また、改めてご予定を確認させていただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただければと思えます。以上になります。

(職務代理者) それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会といたします。  
本日は、ご協力ありがとうございました。